

相続税・贈与税関係

教育費の贈与の取扱い

1はじめに

個人間で金銭の贈与を行った場合、原則として受贈者に贈与税が課される。しかし、例外としてその金銭が教育費に充てられるときには、贈与税が非課税とされるケースもある。

ここでは、教育費等の贈与が非課税となる要件とともに、類似する制度である直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度との相違を踏まえ、実際に贈与する場合の留意点を確認する。

2非課税となる教育費等

相続税法では、扶養義務者相互間において贈与される生活費又は教育費で、通常必要と認められるものは非課税とされている（相法21の3①二）。

① 扶養義務者間であること

ここでいう扶養義務者とは、配偶者、直系血族及び兄弟姉妹をいう（相法1の2①一）。そこで、祖父母が孫の入学金を支払う場合には孫に贈与税は課されないこととなる。

一方で、叔父から甥への贈与など、直系血族に当たらない場合には非課税とならない（特別の事情があり、家庭裁判所が扶養義務を負わせた場合を除く）。

② 教育費であること

被扶養者の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具

費等をいい、義務教育費に限らないとされている（相基通21の3-4）。この場合、公立私立の別は関係なく、また高校や大学の授業料等も教育費に当たる。

③ 通常必要と認められるもの

被扶養者の需要と扶養者の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上適当と認められる範囲の財産をいう（相基通21の3-6）。定年後に大学院に入学し勉強し直す費用を子が負担した場合などは、①、②の条件を満たしたとしても、非課税に当たらない。

④ 都度、直接充てられること

名目上、教育費として金銭の贈与が行われたとしても、実際に他の用途に使われた金銭については非課税とならない。

また、必要とする都度、行われる贈与が対象となるので、例えば3年分の授業料をまとめて贈与した場合には非課税に当たらない。

3教育資金一括贈与との相違

30歳未満の受贈者に直系尊属から教育資金口座の開設等の方法で一括贈与した教育資金の贈与について、1,500万円までの非課税制度がある（措法70の2の2）。この贈与は「教育資金」を対象としており、相続税法の「教育費」とは別に定義されて

いる。

「教育資金」とは、学校等に直接支払われる入学金、授業料や、学校以外で教育を受けるために直接支払われる金銭をいうが、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるものに限られていることから、「教育費」と比べ、その範囲は限定されている。

また、契約終了時の教育資金口座の残額については、契約終了時に贈与があったこととされるので、受贈者の進路によっては想定外の贈与税負担が生じるおそれがある。そのため特段の事情がなければ、必要な都度教育費の贈与を行う方が税負担の面では無難である。ただし、教育資金の一括贈与が行われれば、その後は贈与者の意向を伺うことなく受贈者が自由に資金を活用できるため、当事者間の関係によっては有用な制度である。

4おわりに

両親や祖父母が子や孫の教育費をその都度、直接負担する場合には、贈与税が課されることはずないといえる。令和3年度税制改正では、使い残しを相続財産として加算することとなり、孫への贈与は2割加算の対象とされたため、制度を利用する場合には注意が必要である。

[右山研究グループ
税理士 板橋 敏夫]